

別記様式第32号（第60条関係）

営業の方法 (映像送信型性風俗特殊営業)															
氏名又は名称	兵庫 太郎														
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称	アダルト画像通信販売〇〇														
事務所の所在地	神戸市〇〇区〇〇町4丁目5番6号														
広告又は宣伝の方法	<table border="1"> <tr> <td>①する</td> <td>②しない</td> </tr> <tr> <td>① 広告物の表示（場所：）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>② 新聞・雑誌（広告の頻度：）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>③ インターネット（URL：http://www.〇〇〇.jp/）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>④ 割引券、ビラ等の頒布（場所：）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他（）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>⑥ 広告宣伝はしない。</td> <td></td> </tr> </table>	①する	②しない	① 広告物の表示（場所：）	）	② 新聞・雑誌（広告の頻度：）	）	③ インターネット（URL： http://www.〇〇〇.jp/ ）	）	④ 割引券、ビラ等の頒布（場所：）	）	⑤ その他（）	）	⑥ 広告宣伝はしない。	
①する	②しない														
① 広告物の表示（場所：）	）														
② 新聞・雑誌（広告の頻度：）	）														
③ インターネット（URL： http://www.〇〇〇.jp/ ）	）														
④ 割引券、ビラ等の頒布（場所：）	）														
⑤ その他（）	）														
⑥ 広告宣伝はしない。															
広告又は宣伝の態様	インターネットのホームページに「18歳未満の者利用禁止」と表示する。														
18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容	クレジットカードによる利用取引を行う。														

備考

- 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 「18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容」欄には、客の依頼を受ける方法（18歳未満の者が通常利用できない方法によっているかどうかを含む。）、利用者が18歳以上であることを担保するための措置等を具体的に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。